

8 配慮書の案から配慮書への主な修正点

本事業の計画段階環境配慮書の案についての意見を勘案するなどして、計画段階環境配慮書の案の記載事項について検討を加え、計画段階環境配慮書において行った主な修正内容は、表 8.1 に示すとおりである。

また、計画段階環境配慮書の案は事業者が作成したが、本事業を都市計画に定めることとしたため、計画段階環境配慮書は都市計画決定権者が作成した。

なお、データの時点修正、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

表 8.1 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容

計画段階環境配慮書の案の箇所	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書
P. 157	(10) その他 ア 防災上の地域指定状況 (略) イ 環境保全に関する計画等 (略)	(10) その他 ア <u>都市計画法による指定状況</u> 事業実施想定区域は、前述「3.3.2 土地利用の状況(1)土地利用の状況イ都市計画区域」のとおり、知多都市計画区域に含まれ、用途地域が工業専用地域に指定されていることに加え、「都市計画法」に基づき、臨港地区に定められている。 イ <u>港湾法による指定状況</u> 事業実施想定区域は、「港湾法」(昭和25年5月31日法律第218号)に基づき、工業港区の分区に指定されている。 ウ 防災上の地域指定状況 (略) エ 環境保全に関する計画等 (略)
P. 207	—	(用語解説の追加) <u>バックグラウンド濃度 (BG濃度)</u> 事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態(現況濃度)に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。本書では、自然界及び対象事業以外の発生源に由来する大気質に相当するものをバックグラウンド濃度としている。